

加入のご案内

経済支援

給付事業
貸付事業

生きがい支援

厚生・文化事業
公益事業
相談事業

健康支援

保健事業

教職員互助組合とは

相互扶助を基盤とし、生活の安定と福利の増進を図ることを目的とします。

相互扶助を基盤とした教職員および教育関係者の生活の安定と福利の増進を図ることを目的として昭和28年10月に設立。静岡県教職員の共済制度に関する条例により設置されています。

また、生涯福祉の理念による退職後の生活の安定と生きがいづくりを目的とした「退職互助部」があります。現職組合員が退職組合員（退職された教職員）の退職後のくらしの一部を支援しています。

「経済支援」「生きがい支援」「健康支援」を中心に事業を実施しています。

組 合 員

現職組合員は約30,000名、退職組合員は約32,000名で構成

現職組合員として県内の公立学校、私立学校、国立学校、教育事業団体の教職員が約30,000名
退職組合員（希望により継続加入）とその配偶者が約32,000名

事 務 局

県事務局（静岡市葵区）を拠点に、県下に15支部を設置しています。

県事務局 総務係・組合員係・生涯福祉係・退職互助部係

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1番12号

TEL：054-254-3626 / FAX：054-254-3594 HP：<http://gojomaru.com/>

支部事務局

賀茂支部・田方支部・東豆支部・三島支部・駿東支部・沼津支部・富士支部
・静岡支部（静岡事務所・清庵事務所）・志太支部・榛原支部・小笠支部
・磐周支部・浜松支部・湖西支部・高校支部

掛金（会費）

給料月額×1000分の15を掛金（会費）として、毎月、納めていただきます。

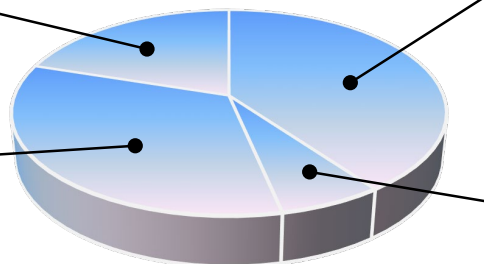
納入方法は、給与控除となります。退職時に1000分の9が給付されます。

長期掛金

給料月額×1000分の3
貸付、福祉事業に利用

特別積立金会費

給料月額×1000分の5
貸付、支部運営に利用



短期掛金

給料月額×1000分の6
給付、保健、厚生事業
支部事業に利用

退職互助部会費

給料月額×1000分の1
貸付、退職互助部事業に利用

● 社会保険料として控除

年末調整の際に、その年の納入した「長期掛金+短期掛金」の15%が社会保険料として控除されます。

● 退職組合員の支援

相互扶助として、退職互助部会費が退職組合員の支援に利用されます。

● 退職時に給付

加入時から退職までにお預かりした掛金（会費）の1000分の9が退職慰労金給付金（長期掛金）、特別積立金退会金、退職互助部退会金として給付されます。

給付事業

病気等で病院にかかったとき、互助組合から療養費が給付されますので、最終の自己負担額は3,000円+αとなります。

請求方式となります。給付金の受給権は事由発生から1年間請求しないとき消滅します。



現職組合員及び現職組合員の被扶養者が保険適用の療養を受けたとき、療養費（被扶養者は家族療養費）が給付されます。

給付は請求方式です。療養費請求書に領収書の写しを添付のうえ請求してください。給付額が計算（決定）され、所属所経由で給付されます。

給付額：（保険適用の負担額－3,000円）×0.95 ※100円未満の端数切捨て

← 保険適用の病院窓口での支払額 →		
3000円+α	互助組合の療養費給付額	※加入する共済組合の給付

※加入する共済組合等からの給付が優先され、現に本人が負担する療養費の額を限度に給付されます。

(例) A病院で1か月に保険適用療養費として窓口で18,500円を支払った場合
互助組合から14,700円が給付され、最終自己負担額は3,800円となります。

・互助組合からの給付額の計算方法

$$(18,500円 - 3,000円) \times 0.95 = 14,725円 \Rightarrow 14,700円 (100円未満切捨て)$$

・最終自己負担額

$$18,500円 - 14,700円 = 3,800円$$

給付事業

下記の給付は請求方式です。請求書は互助組合ホームページからダウンロードしてください。

給付金等の受給権は事由発生から1年間請求しないときは消滅します。

給付種別	給付事由	給付額
結婚祝金	組合員が結婚したとき	2万円
出産手当金	組合員又はその配偶者が出産（死産、流産含む）したとき	2万円
死亡弔慰金	組合員が死亡したとき	20万円
配偶者弔慰金	組合員の配偶者が死亡したとき	10万円
障害見舞金	組合員が疾病又は負傷により身体に障害をうけたとき	5万円～20万円
災害見舞金	組合員が水震火災等により災害を受けたとき	5千円～30万円
在宅療養見舞金	組合員、配偶者、組合員及び配偶者の被扶養者が寝たきり等で介護を必要とし自宅で療養しているとき	月額7千円
介護休業給付金	組合員が介護休暇（又は休業）を取得し、給料の一部又は全部を減ぜられたとき	【休10日以上/月】：月額1万円 【休10日未満/月】：月額5千円
傷病見舞金	組合員が傷病休職により減給休職となったとき	月額2万円
	組合員が傷病休職により無給休職となったとき	月額2万円＋掛金相当額

貸付事業

互助組合加入1か月から貸付限度額の範囲内で貸付を利用することができます。

貸付種別	貸付事由	貸付額	返済回数
生活資金	臨時に資金が必要なとき	200万円	120回以内
生活災害資金	災害を受けて資金が必要なとき	200万円	120回以内
生活福祉資金	介護・看護費用、医療費、出産費用、葬儀費用等が必要なとき	200万円	120回以内
オートローン	自動車、オートバイ、自転車の購入資金や、車検・修理費用、金融機関等で借り入れたオートローンからの借換えのための資金が必要なとき	300万円	120回以内
奨学資金	組合員及び組合員の子、兄弟、姉妹が学校に在学中の学資資金 大学（月額）2～10万円 高校（月額）1～5万円	※毎月送金	240回以内
教育資金	組合員及び組合員の子、兄弟、姉妹が学校に入学及び在学中の資金が必要なとき	300万円	240回以内
結婚資金	組合員及び組合員の子、兄弟、姉妹の結婚のための資金が必要なとき	200万円	120回以内
住宅資金	組合員が居住する住宅の建築、購入、改築及び宅地の購入、金融機関等で借入れた住宅ローンからの借換えのための資金が必要なとき	3,000万円	360回以内

● 貸付利率

一般貸付 年利1.30%（変動） / 住宅資金 年利1.00%（変動）

● 申込方法（申込書を郵送するだけ）

借用申込書を互助組合ホームページからダウンロードして作成、必要な書類を添付のうえ、所属所経由でお申し込みください。

● 返済方法（給与控除）

返済は、給与控除となります。

- （注意） ①加入年数により貸付限度額があります。 ②貸付基準があります。
③退職（組合員資格喪失）時には全額清算となります。



福祉文化事業

学校保健安全法で設置者の実施が義務付けられている教職員健康診断（生活習慣病健診）を支援します。
厚生・文化事業を実施、現職組合員及びその家族の福利の増進を図ります。

保健事業

生活習慣病健診	クレアチニン検査、ヘモグロビンA1C、便潜血反応、前立腺特異抗原検査
婦人科検診	子宮がん（頸部細胞診）検査、乳がん（マンモグラフィ）検査
骨粗しょう症検査	骨密度の測定
脳ドック補助	検査の補助
インフルエンザ 予防接種助成	予防接種の補助（1年度につき1回 1,000円を限度）

文化・厚生事業

歌舞伎鑑賞	国立劇場での歌舞伎鑑賞（日帰り）
正倉院展	講師を招き夜間講座及びオブショナルツアーを開催
健康増進助成	健康増進に係る物資の助成（満30・35・40・45・55歳）

永年勤続者慰労事業

年度内に満50歳に達する在会10年以上の組合員に、1万円相当の「図書カード」を配布



広報事業

互助新聞	毎月1日に発行（組合員に1部発行）
ホームページ	事業紹介、各種請求書（申込書）をダウンロードできます。

入場券の斡旋事業・レジャー施設等利用割引

コンサート等入場券の割引。民間レジャー施設等の利用割引契約。

公益事業

児童・生徒に文化的行事に接する機会を提供すると共に、不特定多数（地域住民）の方を対象とした地域文化の振興発展に寄与する。

舞台芸術公演

不特定多数の方を対象に舞台芸術公演を開催
（県内を東部、中部、西部地区で巡回）

学校巡回公演

スクールコンサートを学校等で開催
（県内を東部、中部、西部地区で巡回）



相談事業

相談センター（電話相談・無料）

0120-034-054

相談センターを開設、無料で電話相談が受けられます。

（受付時間 火～金曜日（祝日休み） 午後1時～午後5時）

専門的な相談については、弁護士等の専門家を紹介。

法律相談	県内に弁護士を委嘱
税務相談	県内に税理士を委嘱
メンタルヘルス相談	県内に臨床心理士を委嘱
相続関係相談	相続、遺産整理に関する相談
結婚相談	県内に結婚相談委員を委嘱



※各種事業の内容は、規程等の改正に伴い、変更となる場合があります。